

1年生保護者各位

千葉敬愛高等学校
校長 酒匂 一揮
(公印省略)

「R5 千葉県奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）」制度について（ご案内）

千葉県では、全ての意志ある私立高等学校等の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、「奨学のための給付金」を給付しています（返済不要）。

この制度は、保護者が千葉県在住であり、かつ生活保護世帯もしくは道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯が対象となります。

通常の申請は7月以降に受け付けますが、令和5年度入学の高校生等がいる世帯で支給要件を満たし、希望する場合には、支給額の一部（年額の1/4）を通常の給付より早く受給することができます。

つきましては、千葉県から「奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）制度」の申請手続きの案内がありましたので、支給要件等をご確認いただき、申請される場合は事務室まで申請書類をお受け取りください（本校ホームページから申請書類をダウンロードすることもできます）。

なお、申請期限を過ぎた場合は通常給付の交付となりますので、ご注意ください。

1. 支給要件

認定基準日（令和5年4月1日）において、次の全ての要件に該当し、早期給付（通常給付額の1/4給付）を希望する令和5年度入学の生徒の保護者等が対象となります。

- ①生徒が認定基準日に在学していること。
- ②生徒が高等学校等就学支援金の受給資格者であること。
- ③保護者等が千葉県内に在住していること。

※保護者等の住所が千葉県外にある場合、居住の都道府県に直接申請をしてください。

- ④生活保護（生業扶助）受給世帯、または保護者等（父・母である場合は双方）が令和4年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税であること。

【注意】

- ・生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費が支給されている場合は対象外です。
- ・市川市奨学生など、奨学のための給付金と併給ができないものがありますのでご注意ください。

2. 支給額

下記表の給付金額（年額の1/4の額※）が支給されます。

支給区分		支給額（ ）内は年額
1	生活保護受給世帯（全日・定時・通信制）	13,150 円（52,600 円）
2	保護者等全員の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（全日・定時制）	非課税世帯A ※対象確認シートにより確認 34,400 円（137,600 円）
		非課税世帯B ※対象確認シートにより確認 38,000 円（152,000 円）

※ 残りの3/4の額を受給するには通常給付の申請が再度必要です。

【通常給付の申請】令和5年度就学支援金（7月～翌年6月分※7月以降にご案内予定）の審査決定がされた後、ご案内予定です。（昨年度は8月末頃ご案内）。

【通常給付受給対象】令和5年度の住民税の所得割が非課税または令和5年7月1日現在で生活保護（生業扶助）受給世帯であれば受給できます。

◎今回は希望者のみの申請のため、早期給付を希望しない場合でも、令和5年度の住民税の所得割が非課税または令和5年7月1日現在で生活保護（生業扶助）受給世帯であれば年額（通常給付）を受給することができます。

→令和5年度就学支援金（7月～翌年6月分※7月以降にご案内予定）の審査決定がされた後、通常給付の手続きをしていただく予定です。（昨年度は8月末頃ご案内）。

3. 提出期限・提出先

◎申請される場合は、事務室へご一報の上、必要書類を事務室まで提出してください。

※お急ぎでない場合は通常給付(7月以降にご案内)にてご申請ください。

【提出期限】 6月2日（金）16時30分まで

【提出先】 千葉敬愛高等学校 事務室

【電話】 043-422-0131（8時20分～16時50分 ※土日祝日を除く）

例年実施している非課税世帯並びに生活保護受給世帯を対象とする通常給付（今回の早期給付も含む）の対象でない場合も、家計急変世帯（定年退職、自主退職は対象外）にも給付金が給付される「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度もありますので、家計急変用案内もご確認ください。

【留意事項】

- ・申請書等に消えるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。
- ・原則として、通知カードは使用できませんが、通知カードの記載事項（氏名、住所等）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。
- ・個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書等を提出してください。
- ・税が未申告である場合、マイナンバーでは課税状況の照会ができません。その場合は、令和4年度非課税証明書をご提出ください。

4. 審査結果と支給時期

千葉県の審査完了後、認定された方については、学校が代理受給した後、学費振替指定口座に給付額を振り込みます。※ 詳細は支給決定時にお知らせします。

【諸注意】

毎年、申請書類の不足・記入漏れ・記入間違い・証明書年度違い等が発生しております。ご家庭によって該当区分が異なる為、申請に必要な書類も異なります。ご提出いただく際には今一度ご確認の上、高校事務室までご提出ください。

5. 提出書類（対象確認シートをご確認ください）

【支給区分1】生活保護世帯の高校生等

（提出書類）

1	奨学のための給付金給付申請書（様式第1号）
2	生活保護受給世帯であることを証明する書類 ※生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式第14号)は、社会福祉事務所での証明が必要となります。 ※生活保護受給証明書を提出される方は、令和5年4月1日時点における生業扶助受給について記載されていることが必要となります。
3	委任状（様式第8号）
4	個人番号カード（写）等貼付台紙 ※マイナンバー＋本人確認書類 ※親権者全員分

※上記1～4すべてをご提出ください

【支給区分2】非課税世帯A

（提出書類）

1	奨学のための給付金給付申請書（様式第1号） ※高校生等の兄弟姉妹が休学している場合は、申請書の世帯員の状況「備考欄」にその旨を記載してください。
2	委任状（様式第8号）
3	個人番号カード（写）等貼付台紙 ※マイナンバー＋本人確認書類 ※親権者全員分
4	申請者(保護者等)の住民票（令和5年4月1日以降発行のものに限る） ※4/1時点千葉県内在住確認書類
5	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類 ※令和4年度課税証明書（写）等 ※親権者全員分

※上記3を提出する場合には4,5の提出は必要ありません

【支給区分2】非課税世帯B

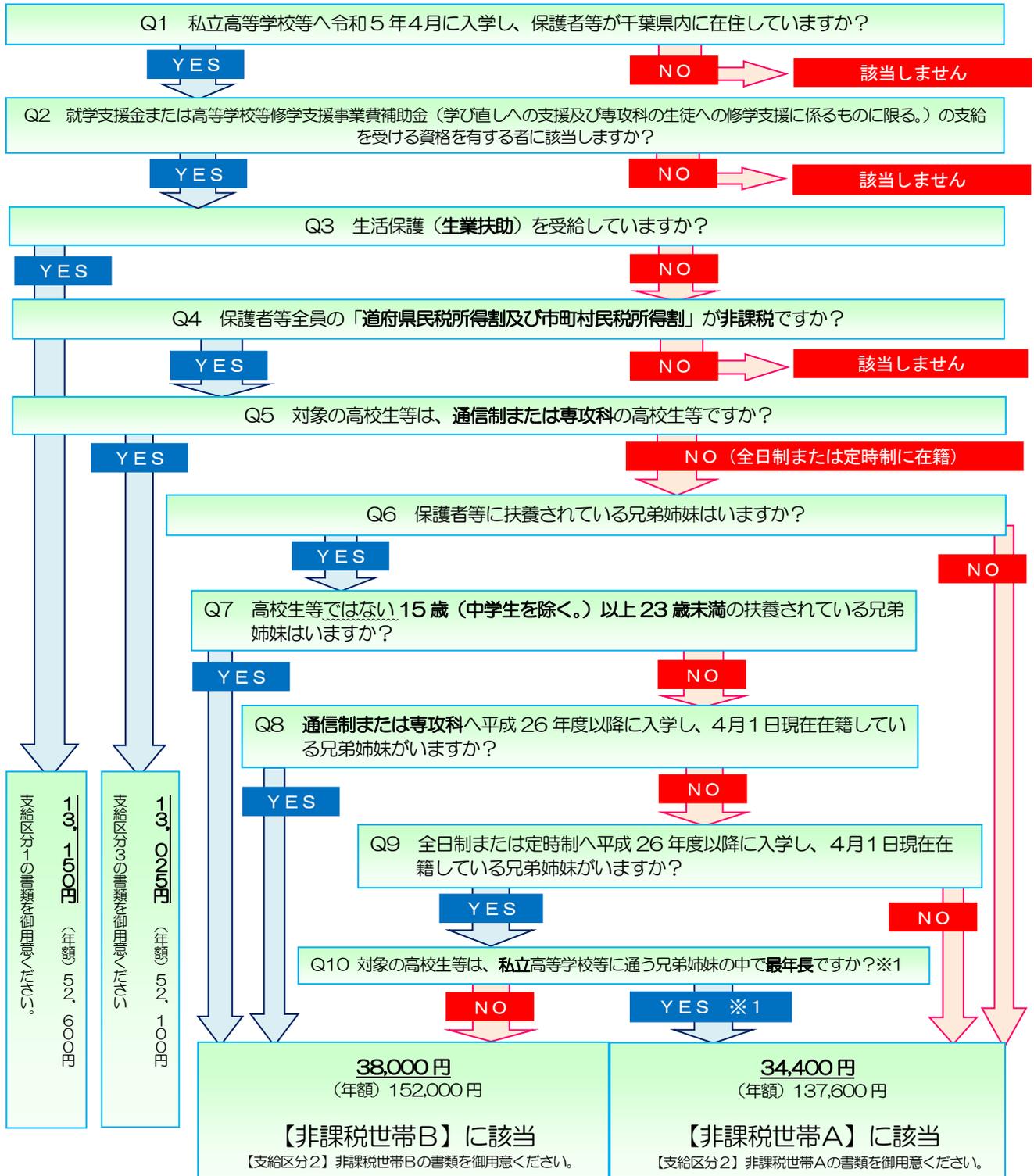
（提出書類）

1	奨学のための給付金給付申請書（様式第1号） ※高校生等の兄弟姉妹が休学している場合は、申請書の世帯員の状況「備考欄」にその旨を記載してください。
2	委任状（様式第8号）
3	個人番号カード（写）等貼付台紙 ※マイナンバー＋本人確認書類 ※親権者全員分
4	申請者(保護者等)の住民票（令和5年4月1日以降発行のものに限る） ※4/1時点千葉県内在住確認書類
5	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類 ※令和4年度課税証明書（写）等 ※親権者全員分
6	当該世帯に扶養されている本校生徒本人とその兄弟姉妹についての全員分の健康保険証（写） ※兄弟姉妹(該当基準) ①中学生を除く、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（※4/1現在） ②23歳以上で高等学校等に在籍している兄弟姉妹（※4/1現在）
7	扶養誓約書（様式第15号） ※健康保険証の種類が“国民健康保険”の場合のみ提出

※上記3を提出する場合には4,5の提出は必要ありません

対象確認シート（新入生一部早期給付の場合）

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。



※1 全日制または定時制の私立高等学校等に平成26年度以降に入学し、4月1日現在在籍しているのが全日制または定時制の私立高等学校等に**弟妹のみ**の場合で、**その弟妹が4月1日時点の休学等**により給付金の対象となっていない場合は、Q10の回答は「NO」となり、支給額は38,000円となります。

注) 全日・定時制に通う非課税世帯の高校生等の場合で、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が全日・定時制の私立高等学校等に在籍している場合は、当該世帯に扶養されている生徒のうち、第1子を「非課税世帯A」として取り扱い、第2子以降を「非課税世帯B」として取り扱います。ただし、国公立高等学校等に通っている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が別に存在する場合は、全日・定時制に通う私立高校生等の最年長者について「非課税世帯A」、その他を「非課税世帯B」として取り扱います。（通信制・専攻科の兄弟姉妹がいる場合は、全日・定時制に通う私立高等学校等の高校生等は「非課税世帯B」として取り扱います。）